

○公立大学法人福岡県立大学真島・市場特別奨学金規程

法人規程第70号
令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）に在籍する学生が、学資負担者の家計急変により、修学を継続することが経済的に困難となった場合に、当該学生の学費・生活費を援助することにより、在学中における経済的安定に資することを目的とした公立大学法人福岡県立大学真島・市場特別奨学金（以下「特別奨学金」という。）について必要な事項を定める。

(特別奨学金の額)

第2条 特別奨学金は無利子貸与とし、60万円を上限として、10万円又はこれに10万円単位で加算した金額のいずれかから申請者が選択した金額を、一時金として貸与するものとする。

2 特別奨学金の貸与を申請しようとする者は、原則として、貸与総額が60万円を越えない範囲で、年2回まで申請できるものとする。

(人数)

第3条 特別奨学金を貸与される学生（以下「奨学生」という。）の人数は、毎年度、予算の範囲内で理事長・学長が決定する。

(申請)

第4条 特別奨学金の貸与を受けようとする学生は、次条に定める申請資格を充足することとなった場合には随時、所定の特別奨学金貸与申請書により、特別奨学金貸与の申請をすることができる。

2 前項の申請時に、必要に応じて、次の各号に定める家計急変等を証明する書類の提出を求めることがある。

- (1) 学資負担者が災害を受けた場合には、被災証明書又はこれに代わるもの
- (2) 学資負担者に異動があった場合には、学資負担者の異動を証明するもの
- (3) その他本学が必要と認めたもの

(申請資格)

第5条 特別奨学金の貸与を申請できる学生は、当該学生の学資負担者が次の各号のいずれかに該当することとなったために家計急変し、修学を継続することが経済的に困難となったものとする。

- (1) 学資負担者が、地震・風水害等により被災した場合
- (2) 学資負担者が、失職、破産又は倒産した場合
- (3) 学資負担者が、病気のために働けなくなった場合
- (4) 学資負担者が、死亡した場合
- (5) 前各号に準ずる特別な事情があり、理事長・学長が必要と認めた場合

(採用決定)

第6条 奨学生の採用は、学生委員会の議を経て、理事長・学長が決定をする。

2 奨学生の採用を決定したときは、その旨を当該申請を行った者に通知する。

(提出書類)

第7条 奨学生として採用された学生は、所定の奨学金借用証書及び返済計画書を提出しなければならない。

(返還)

第8条 奨学金は、貸与翌月から卒業（又は修了）後5年を経過するまでの間に、全額返還しなければならない。

2 奨学金の返還方法については、別に定める。

(取消し)

第9条 奨学生が、特別奨学金を貸与された後、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、特別奨学金の貸与を取り消すことができる。

- (1) 退学又は除籍により学籍を失った場合
- (2) 学則又は大学院学則に基づく懲戒処分を受けた場合
- (3) 学業成績が著しく低下した場合
- (4) 申請書類等に虚偽の記載があることが判明した場合
- (5) その他給付を必要としない事由が発生した場合

2 前項の規定により、特別奨学金の貸与を取り消したときは、既に貸与した特別奨学金を速やかに返還するよう求めることができる。

(返還猶予及び返還免除)

第10条 奨学生が、災害又は傷病等のために奨学金の返還猶予を願い出たときは、相当と認める期間猶予することがある。

2 奨学生が死亡した場合、心身の障害等により就労能力を喪失した場合、その他特別な事情があり理事長・学長が必要と認めた場合、奨学金の返還未納額の全部又は一部について返還を免除することがある。

(事務)

第11条 特別奨学金に関する事務は、学務部学生支援班において行う。ただし、特別奨学金の給付及び返還に関する事務は、経営管理部総務財務班において行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 公立大学法人福岡県立大学特別奨学金規程（平成28年法人規程第66号。以下「特別奨学金規程」という。）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この規程施行の際に、廃止前の特別奨学金規程に基づき貸与されている特別奨学金については、なお従前の例によるものとする。